



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

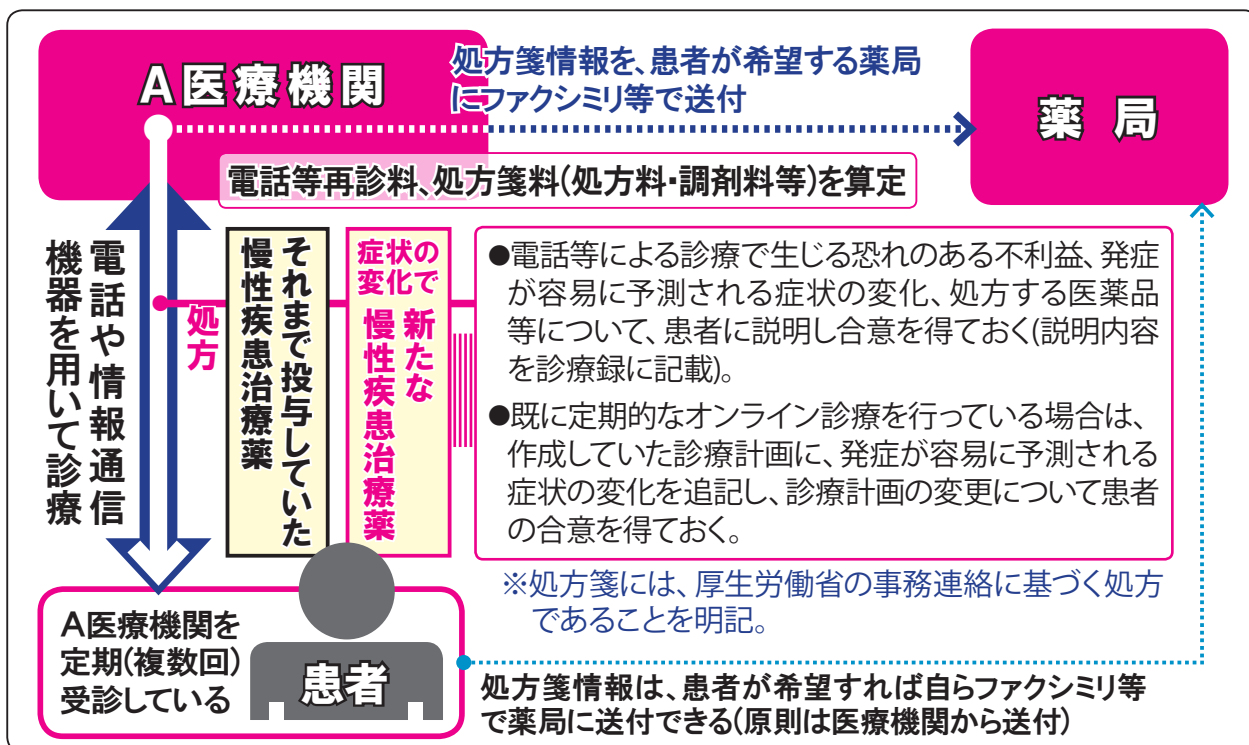
2020年3月30日号

電話等による診療で新たな薬剤の処方も可能に ~臨時的取り扱いを拡大

《背景》厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大防止策としての診療等の臨時的・特例的な取り扱いについて都道府県などに事務連絡し、慢性疾患等の定期受診患者に対する電話や情報通信機器を用いた診療の特例事項を追加した。

《解説》慢性疾患等で定期的に受診している患者については、電話等によって診療し、それまで投与していた医薬品を処方した上で処方箋情報がファクシミリ等で薬局に送付される場合は、電話等再診料、処方箋料を算定できる旨などが、すでに示されていました。それに加え、一定要件のもと、患者の原疾患から発症が容易に予測される症状の変化に対し、これまで処方されていない慢性疾患治療薬を処方することも可能であるなどの取り扱いが示されました。

◎診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要(任意イメージ表記)



《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867